

フランスにおける宗教自由権と国家中立の原則

伊藤道学

(まえがき)

- I 公共自由権の一般概念
- II 宗教自由権の位置
- III 宗教自由権の二態様
- (一) 信仰自由の射程 (二) 意見表明の自由(宗教の自由)
- IV 宗教の自由とその警察
- V 政教分離とその後の論争
- VI 国家中立の必然性
- VII 結論にかえて

最近のフランス文献

J Rivero, *Droit administratif*. 1973. J. Rochs, *Liberté publiques*, 1973. Jean-marie Auby, *Droit publicque*, 1974. Dalloz. *Code administratif*, 1972.

なお、フランス政教分離法に関する文献は多数にのぼるが、稿者の集めたものは、すべて昭和四年刊、「早稲田法学」第九巻の拙稿「仏蘭西宗教制度の研究」、(計六十九頁)に掲載してある。本稿と関連する既発表の論文は「宗教的行動とその警察」駒沢大学仏教学会報・一九三六(pp.36)がある。

フランスにおける宗教自由権と国家中立の原則(伊藤)

(まえがき)

昭和三年(一九二八)、稿者は、故 中村宗雄先生の指導をうけて、「仏蘭西宗教制度の研究」という論文を提出した。故 先生は、当時、早大法学部の仏法の担当であられた故 福島久記教授に依頼して、その論文で私が引用した文献をたしかめるため、私にその提出をもとめて綿密に審査された。その保証を確認された結果、故 先生は、早稲田大学法学管理委員会ならびに同教授会にはかられた上、幸にも、故 先生が序文をそえられ、昭和四年刊の「早稲田法学」第九巻に、全く、先例を破って掲載される光栄に浴し得て久しい。

もっとも、当時掲載されたものは、一九〇五年のいわゆる「政教分離法発布までの宗教制度史」とどまり、現行法の叙述はその後の研究に残され、いわば未完のまま今日に至った。計四十八年の空間である。

もちろん、卒業後、稿者のもつ研究の興味が、宗教から経済、産業、労働そして教育と転じた。つまり特殊社会学の方へ傾き、しまいに比較法学へ到りついた。傍ら、実際の要請から、経済・産業・労働の社会学(早大・社会学部)、教育社会学(同・教育学部)ないし法社会学(駒大・社会学特講、国士大・仏書講読)などの諸講座を担当してきたし、諸学会で発表したことも事実だ。

昨年八月、大恩師、中村先生が突然なくなられた。一時、私はその処方にくれた。

しかし、故 先生が、折角、自ら朱をもって綿密に補筆訂正して下さった、私の下記未完の半分の原稿をそのままにしておくことは出来ないのである。ときおり「あの半分の原稿はどうした……」と夢にみることさへあった。そこで、フランス最近の文献でまとめあげたのがこの論文である。謹んで、故 先生に捧ぐる次第である。

そのなかで述べたことが、かって故 先生にみて頂いたものより、いささかでも進んでいるとすれば、過去、いくたびか声明されたいくたの人権宣言のうち、その実現条件をそなえた権利だけが、真の「公共自由権」と呼ぶに値するということの強調にある。

そして、それ自体において豊かな思想である自由は、もしその一般的定義を特殊な定義で補足しないなら、依然としてややあいまいなる概念にとどまる。例えば、「思想の自由」は、哲学の面でしばしばそう呼ばれるが、宗教の面では「信仰の自由」と名づけられる。同様に、その進歩的な二つの特殊な様式が、「検討の自由」と「表現の自由」となり、更に後者は、二つに分岐して、「意見の自由」(特に「出版の自由」と「行動もしくは参加の自由」となる)といった具合である。故に、ある自由権は、他を根本的に規定するという意味で基本的であり、相互に条件づける意味で補完的であると理解せねばならぬのである。一言で、一自由権は、他の自由権の全体の中で研究さるべきだ。

I 公共自由権の一般概念(定義の試み)

まず、公共自由権は他の法部門のなかでいかなる地位をしめるか。いうまでもなく、憲法や政治制度では、「自由制度の基礎」であり、行政法では、公共自由権の行使が、公共利益のために行政官庁によって強制される諸制限と衝突はするが、反面、その協力をも要請する。また民法では、人身の諸権利、所有権、諸制裁の制度とかかわりあう。

十九世紀の自由の大きな希望は、公共自由権につきあるいくつかの観念に導き、一七八九年の人権宣言の中で主要

なものとして出現した。もちろん、資本主義的な自由社会のいろいろな変形、および、ある場合には、社会主義革命もしくは独伊ファシズムによる自由社会の全滅などが、公共自由権の古典的観念を根本的にぐらつかせた。されば、公共自由権の研究に対してその第一の正当性とその主たる利益を与えるものは、明日の世界の異った観念の比較対照である。

自由の法的表現としての公共自由権の問題は、一方で自然的自由、他方で法律的自由との区別から始まる。「自然的自由」とは、人がいかなる外部的拘束も受けたくない一個人にとっての「事実」le faitであり、「法律的自由」とは「あるあり方もしくは行い方」を選択するところの「権利」le droitである。従って、公共自由権は、一面では公権力の回避（自由決定）へ傾くと同時に、他面では自由権行使を保障するために公権力の干渉（保護または給付）の要求を包含する。

公共自由権は、まず第一にひとつの権利にはちがいないが、重要なことは、真にその実質的な内容を構成するところの個人の権利だけが公共自由権である。換言すれば、諸権利が、果して政権や他の人人に対して、人の保全や自主性、その資産的なうらづけ、自己を公に表現する能力、ないし文化や社会進歩への憧憬などを実現しうる可能性が保障されているか否かが問題である。事実、どの国でも、公共自由権のなかに進級した諸権利は、いつも「自由」のある観念を言い表わしている。

ともあれ、こうした前提で、人は公共自由権をつぎのごとく定義している。「公共自由権とは、ある文明国では、人の発展にとって基本的なものともみなされ、その資格で、ある特殊なる保護をもとめる諸権利の全体である」。(Jean

Roche, *Libetés Publiques*. 1973. p. 4)

II 公共自由権の位置

(一) 個人権と社会権 この区別は異論の余地あるものだが、個人権と社会権とを区別することがまず最初にくる。二十世紀特に第二次大戦の直後、大いに重要視された。そのさい多くの国、特にフランスは、政治的民主主義と社会的民主主義との総合を試み、個人権は前者の基本的要素、社会権は後者の特殊な表示として出現した。

(A) 個人権は、権力や他の社会集団に対して、人の安全や自主性を直接に条件づけるものであり、また個人が自分で選択し、自分で実現するために個人に認められたもので、出来れば、その解放の諸条件——思想、信条の自由、結社権、参政権ないし参加の自由を含んでいる。(B) これに反し、社会権は、もし人間個人の力だけで自由存在の使命を完成しえないなら、公権力がその解放の諸条件を確保せねばならぬだろう。従ってこの権利は、集合体に対する一つの信頼となる。教育権、雇用権、社会保障など。ところで両権は性格的に対立する。古典的個人権は公権力の回避に傾くが、社会権は逆に、大概、その干渉を期待するからである。ところで、もし個人が自分たちの幸福を確保するために、国家にだけ頼るなら、果して公権がわの自由が、個人の自由に先走りする危険性がないとはいえない。そこで人は、ときとして、個人がその権利によってその存在条件を守り、または改善しようと努力するものを社会権と呼ぶこともある。例えば、雇用権、組合権、罷業権など。

フランスにおける宗教自由権と国家中立の原則(伊藤)

(二) 形式的自由と実質的自由 マルクスの批判によれば、自由主義者たちは、権利と自由について虚偽な声明をした。なぜなら、市民大衆は、それらを実現するための物質的精神的な諸手段をもたないので、与えられた自由を有効に享有しえない。まず、物質的解放こそ自由の条件。まず最初に生活水準の上昇による欲求の充足をはかるべきだ。社会権の先在性。それを充足すれば他のものは自ら与えられるだろう。と。ところで、歴史の教えるところでは、形式的自由も依然として重要であり、かつ必要不可欠である。例えば、一九五六のハンガリー革命(人民民主主義内での知識人たちの反乱)などを想起すべきだ。

以上、個人権と社会権、形式的と実質的といった自由権の二分性は、実をいえば相互補完性のものである。そこで、つぎの分類が導きだされた。

(三) 基本的自由と補完的自由 この学説(ジャン・ロッシュ前掲イ五頁)によれば、自由を形成する諸権利の束のなかで、若干の権利が、他のものを条件づける意味で基本的である。例えば、(a)平等の原則(抑圧をさけるための第一条件)、(b)人身の自由(人身の保全と自主性の確保)、(c)参政権(選、被選の権利、公務採用の平等)などそれ自体は平等の原則で保障されるが、それは、公共事項への個人の参加を保障する。(d)所有権は、考察されるどんなものであれ、個人と財産ほど一体のものではなく、また財産ほど個人の自由と権利との条件でないものはない。一言で「無一文は無力である」(ヴォルテール)。人はまた、「自由と財産とは、樹木と果実と同じ関係にある……」(ラヴレイイ)。しかしこのことは、ソシアリスト国家内で設けられた諸制限のごとき、所有権に対する多くの制限をなんら除外しない。マルクスは、かつて、資本主義の弊害の根源を私有制にあるとみて、共産制を主張したが、現在では、自由と権利の基礎条件

として所有権が基本的自由の列に進級したことに留意しよう。もっとつきつめていえば、財産権は、それが、法律的に、すべての人人に開放されるや否や、「私的な自由」とみなされえないということに着目すべきである。

次に、補完的自由 *Libertés complémentaires* であるが、決して第二義な自由だといおうとするのではなく、むしろ例えば、土台だけを持つ家屋がないように、「表現の可能性」を欠くなら自由そのものも存在しないという意味で補完的自由とよばれる。

先述のごとき基本的自由権は、「思想の自由」——もしくは知性的——(出版の自由、宗教の自由、結社の自由、集会の自由……)なり、自由の物質的諸条件をつくりだしもしくは改善するところの「社会・経済的な諸権利」のたえず広げられた段階によって補完され活気づけられねばならぬだろう。(労働権、組合権、罷業権、および近代の意味における営業権……等)。

III 宗教自由権の二態様

(一) 信仰自由の射程 思想信条の自由な交換は、いわゆる行動の自由と同じく、人間にとって不可欠のものである。されば、近代の意識は、いわゆる「思想の自由」に属するこのグループの自由権に特殊な重要性を与えている。例えば、信仰の自由、教育の自由、出版の自由など。

信仰の自由とは、個人が、自分の欲する「教義」を信じ——つまり「道徳的もしくは宗教的な諸意見」を持つとうと

する個人のための権利である。この主観的様相のもとでは、たとえ現代が個人の思想や感情に対して働きかける、ある個々の技術を知らないわけではない（——実際に知っている）けれども、決して論議されえないしまた危険もこうむらない。逆にいうと、思想支配技術が発達すればするほどこの自由は貴重となるだろう。

第二に、信仰の自由は、自己の意見を自由に表明し、客観化し、また自己の意見に従って自分の生活を組織したりする個人権であることを前提とする。しかし、この自由な行使は、こゝで、国家の干渉やいろいろな様式での諸規制に相違しうる。

事実、独裁的国家は、その国民に対し、共同思想といったものについての一教理を強制することに専念するから、この自由を極端に制限するかもしれない。しかし、自由国家は、全く、信仰の自由を保障しながら、同時に公序の名においてする制限をもたらすように導かれるだろう。この信仰自由の原則に対する限界は、一七八九の人権宣言第十条によって指示された。曰く「何人も、自己の意見、たとえ宗教的なものでさえ、その表明が法律できめられた公序をみださないかぎり、なにも不安がる必要がない」。この条文の結果、信仰の自由は、過去、幾度も憲法的もしくは立法的な規定によって声明された。

かくして、フランスでは、政教分離法（一九〇五）の第一条で「共和国は信仰の自由を確保する」と明規した。この自由、それについての原則は、過去長い間、もはや論議されないが、それでもなお危険にさらされ、色々な様相を呈したので、つぎつぎと検討することが適当である。

信仰の自由が尊重されるには、一市民が強制されうるすべての一般的行為が、なんらの宗教的性格をおびないことを要するので、信仰の自由は、国家の絶対的中立性 *laïcisation absolue* を要請する。次にかがげる「公役務の世俗化」*secularisation des services publics* がそれである。

(1) 戸籍事務の教会関係離脱^(注一) かって出生、洗礼、婚姻、洗礼、死亡の事務は、国教であるカトリック教が行ったが、革命の法は、市町村役場の役務に代えた。

(2) 婚姻の契約化^(注二) 刑法第一九九、二〇〇条は、民法による届出前の宗教婚挙式をすべて禁止し、初犯は十六一〇〇フランの罰金、再犯は一年以上五年次下の禁錮、三犯以上は拘禁刑に処した。

(3) 公立学校の宗教教育の禁止^(注三) 公立学校では、宗教教育を禁じ、少くとも小学校の教員は世俗人であることが規定された^(注四)。但し、生徒が宗教活動をしうるよう組織されるし、小学校では、宗教の講義はないが、自由日（木曜日）があって、生徒が、ときに、宗教教育を受けられるようにしている。中学校では、ある宗教教育を受けたい者に、施設付司祭 *annonier* が、いろいろな宗教的講義を与えることができる。

(4) 慈善団体委員の宗教教師除外^(注五)
(5) 葬儀事業の市町村専属^(注六) 屍体の運搬、霊柩車の供給、喪家の外張幕、埋火葬の人夫及び所要品の供給は、旧教会会財産管理部 (*fabriques*)、新教教務参事会 *consistoires* の専業であったが、一九〇四・十二・廿八日法律第二二条で、公役務として市町村の専属事業とした。その結果、教会側は、会堂内部用のローソク、花、内部の張幕や装飾品などの供給しか出来なくなった^(注七)。

(6) 墓地差別の禁止^(注八) 故人の信仰または宗派のいかんによってなり、その他死に伴う諸状況によって墓地を区別
フランスにおける宗教自由権と国家中立の原則（伊藤）

することを市町村に禁止する。

(7) 聖体秘蹟（カトリック教儀式）等の宗教行列に参加する陸軍礼法の廃止^(注九)。また、一般人を、聖霊祭の行列に参加させてはならぬ裁判官への通達^(注十)。議会開会時の公の礼禱、並びに裁判開廷日の聖霊ミサ（カトリック教儀式）など、すべての公役務の宗教性をすべて世俗化した^(注十二)。従って、何人も行列通過の時、家の前に装飾したり、脱帽を強制されたりすることがなくなった^(注十二)。

(8) 共済組合の規約と信仰の自由^(注十三)

人の将来にそなえる救済団体である「共済組合」の規約が、現会員に対し、故会員の死、葬儀または追憶の儀式への参加を強制する場合、果して信仰の自由の侵害にならないかどうか問題とされた。フランスの判例では、その宗教儀式への参加要求は、故人への尊敬もしくは礼義、または挨拶などの観念よりでた単純な行為であって、ある宗教教理に対する何等の同意や加盟を求めたものではない。従って信仰自由への侵害を構成しないとしている^(注十四)。

(9) 葬儀、埋葬の自由^(注十五)

ある葬儀が、民事葬であろうと、どの宗教の様式で行われようと自由でなければならない。一八八七・十一月十五日の法第四条第三項は、公衆衛生の利益に反しないかぎり、市町村は葬儀の性質を指定しえない旨を規定している。ただ問題となるのは、故人が生前に意思表示した場合と、なんらの意思表示がなかった場合について問題がある。

(1) 意思表示があった場合 すべて^(注十六)の成年者もしくは後見解除をえたる未成年者は、すべて、その葬儀の性質を

指定しうる。（一八八七、前掲の法、第三条一項）。つまり、民事葬、宗教葬の選択、埋葬の形式、場所、儀式の種類、等級など自由に決定しうる。その方法としては、公証人の立会、個人の署名、遺言そのいずれをも問はない（同法・第三条三項）。しかし、故人の指定権と、これを受ける宗教教師側の信仰自由とは両立するので、故人が、生前、無神論者の故に、その挙式を拒否する宗教教師もありうるわけである。

(2) 意思表示がなかった場合 この点については、裁判所は、配偶者の意思を両親のそれに優先させた。なぜなら配偶者間に著しい不和または別居の事実がない場合は、配偶者が、他の者よりも、故人の意思をよりよく熟知しているだろうという推定にもとづくのである。しかし、一九〇八、六・廿八日の大審院は、最後の洗定権を裁判所に与えている。なお、未婚成年者の場合は、最も近い尊属親、未成年者の場合、父母間に争いある場合は父の意見に従い、無縁者なる^(注十七)とき、または、病院で死亡した軍人の場合も、すべて、故人の生前の所信宗教を参酌して市町村長がその衝にあたる。

以上の規定にもかかわらず、なお紛争が残るときは、その土地の治安裁判所、つぎには民事裁判所に訴えられ、いずれも一日以内で決定されねばならない。（一八八七・十一・十五日の法・第四条一項）、なおこの判決に対する違反は、刑法第一九九、二〇〇条、及び四六三条によって制裁される^(注十八)。

(注一) 一七九一の憲法第七条、一七九二の法、二〇一一五条

(注二) Dalloz, Manuel des cultes, 1911. pp.70-70

(注三) 一八八二・三・二八法・第一一二条

(注四) 一八八六・一〇・三〇法、第一七一・一九、一八八九・七・一九法・第五条、一九〇二・三・三〇法、第七〇条。(Auby,

フランスにおける宗教自由権と国家中立の原則(伊藤)

Droit Public, 1974, p.168.)

(注五) 一八七九―八・五法、貧民救助に関する法。

(注六) Lhopiteau et Thibault. Les Eglises et l'Etat. 1905, pp.86-87

(注七) Dalloz, Manuel des cultes p.16.

(注八) 一八八四・四・五法、第九七条。

(注九) 一九〇六・七・一九・命令。

(注十) 一八八〇・五・二三命令。

(注十一) 一九〇〇・一二・二二司法大臣通牒。

(注十二) 一八一九・十一・二六大審院判例、一八八七・四・一六・同判例、リヨン裁・一八八五・十一・廿八日判例。

(注十三) 一八八九・四・一法で創設、一九二三・八・十五法・改正。

(注十四) ポアチェル裁・一九〇九・十二・六・判例、ティジョン裁・一九一〇・六・二十判例、参事院判決・一九〇九・二・

五・判決、一九〇九・八・七判決、ダロツズ宗教概要、七頁。

(注十五) ポアチェル裁・一九〇五・十一・二十七判決。

(注十六) 一九〇八・六・二十八大審院判例。

(注十七) 一九〇六・一・二十四陸軍大臣通牒。

(注十八) 刑法・一九九―二〇〇、一八八七・十一・十五法第五条。

(二) 意見表明の自由(宗教の自由) 個人は、宗教、道徳ないし政治等、すべてのことがらについての意見は自由だし、公序を侵害しないかぎり、それらを表明することができる。その最も重要な場合は、明らかにより広い展開を必要とするところの「宗教行為の自由」、(宗儀執行の自由、礼拝の自由など)である。各人は、自己の採用する宗団に加盟し、それぞれ自分の意見に従った教義、戒律、儀礼を共同にする自由があって、それについては、他の個人、

宗団ないし国家からもなんらの拘束を受けない。

一九〇五の政教分離法第三十一条は、つぎのごとき重要な原則を規定した。

「あるいは、暴行、強迫、ことばや行為の乱暴をあえてし、あるいは、人の職業を失わしめ、或は、その人の現に行っている宗教儀礼や宗教的ありかたをひぼうして、本人またはその家族ないしその財産に損害を受けることをおそれしめ、あるいは、ある宗儀の行使を強制し、また逆にその不行使を決定させ、また、宗団への加盟を強要し、また逆にある加盟を妨害し、ないし、宗教費やその他の寄付を強要し、また逆にそうした納入を妨げたりする者に刑罰を科する……」旨を明規している。

一般に、宗教に関する国家の役割は何か。その原則は、ここでは、国家の中立である。つまり、宗教行為は、個人活動であって公役務を構成しない。だから、それを組織だてるための経費は、直接利害関係のある個人の負担であるので、国はいかなる宗教も公認しないし、俸給を支払ったり、補助金を与えないのが原則である。しかし、一九〇五の法律が適用されないところのアルサス・ローレーヌ地方では、旧制が存続して、宗教はいぜん公役務を構成し、宗教教師は、国家から俸給を受けている。しかし、原則的には、行政特に市町村に対しては、いかなる補助金をも禁止するのが立前である。

しかしこの規定は絶対的でない。つまり、施設付司祭 *aumônier* (学校、刑務所、病院、陸海軍など)の宗教行事には相当の報酬を与えることが認められている。一九〇五の政教分離法第二条の「国はいかなる宗教にも俸給を与えたり補助金を交付しない」ということに対し、参事院は、この法律は、国や市町村が、ある宗教に「永久的または定期的

フランスにおける宗教自由権と国家中立の原則(伊藤)

に「補助金を下付するのでなくそれが行政府によって正式に求められた場合、「いろいろな宗教」の教師たちに、彼らの行為によって果たされた役務に相当する報酬を「一時的または偶然に」与えることをなら妨げていないと判決している。

IV 宗教の自由とその警察

(類語の説明) 信仰の外部的表明 *manifestation extérieure de foi* (教義・教理・儀式・祈禱・行列—それらを共同にする宗団、標章、建物など)

宗教の自由な執行 *Libre pratique de religion*

宗教儀礼の自由 *Liberté de culte*

礼拝の自由 同上 など、いろいろな類義語がある。

ラルースの類義語辞典では、*Adoration*—「崇拜」(崇敬)の項目でつぎのごとく説明されている。

アドラシオンとは、謙虚さをもって神に対して為す公私の尊敬。(誤った神の崇拜を偶像崇拜イドラトリー *idolatrie*)。その類語としてつぎのものをあげている。

キュルト *culte*—外部的行為 *actes extérieurs* やいろいろな礼式、儀礼 *honneurs* 等によって、ある神性 *divinité* に対して為すところの崇敬。偶像崇拜 *culte des idoles* を語る場合もそういわれる。

ルリジオン *religion*—人が従う戒律(おしえ、おきて) *Préceptes* に関する教理 *doctrine*—教義の体系—を信じたり *croiance* 同意したり *adhésion* すること。要するに、神性に対する人間の義務 *obligations* (道徳的、宗教的乃至法律上の)が、宗教というものを構成する。ひいて、同じ教理、戒律、儀式その他の行事 *pratique* を共にする人を宗教団体 *association religieuse* という。

ともあれ、宗教の自由は、信仰の自由の必然的帰結であり、事実的確定である。そして、個人的と公開的とに区別される。

個人的な礼拝は、今日では、住居不可侵の原則からしても完全に自由であるが、かつては、個人の祈禱所や家庭礼拝堂の開設はその筋の許可を必要としたし、また刑法二九四条の宗教集会の時、無許可で家屋、家の一部または全部を使用せしめた場合の処罰規定を、分離法はすべて廃止した。^(注一) 宗教的集会が私的たるための条件は、(一) 個人的な招待であること(非公開)。(二) 発起者と集会者との間に既存関係があること(特定人)。(三) 招待状所持者のみに入場を許すこと。^(注二)

つぎに宗教の自由侵害罪の構成要件としては、(一) 犯人自ら騒擾したこと。その事実の認定は、査証官 *Juges du fond* に委付される。(二) 犯罪事実が、宗教儀式の現に執行されている場所で為されたことを要するので、すでに終了した場合にはこの犯罪を構成しない。^(注三) (三) その騒擾が、有害なる騒音 *bruit* 喧噪 *tapage* のときは刑法四七九条以下。暴行脅迫の場合は刑・三〇九条以下で処罰される。(四) なお、喧噪が昼間の場合には有害のときのみ罰せられ

るが、夜間の場合はその如何をとわず無条件に処罰される。^(注四) (五) 以上の宗儀執行所が、平常行われていることを必要としないし、また、本人が現場にいたくとも、つまり、外部で行った行為の結果が内部の儀式に影響を与えること^(注五)十分である。されば、外からくる有害な、「うなり、わめき、投石」などが宗儀執行の秩序を乱す場合は処罰されるべきだ。^(注六) (六) その犯罪事実が、宗儀の執行を妨げ遅延せしめまたは中断せしめることである。この場合の宗儀の執行とは、普通の宗教的勤行 *services du culte* の外、信者の依頼に応じて宗教教師が行うところの、ミサ、祈禱、回向、説教、ないし教理問答の会 *catechisme* (カトリック教で行われる公教要理のセミナー) などの広意の宗教行為を含んでいる。その際の未遂行為は無罪だが、宗儀の執行に必要な「心の集中」*recueillement* なり落着きを妨げるだけで犯罪が成立する。^(注七)

宗教の公けの表明は、つぎの二つのグループに分けられる。(1) 礼拝所内の宗教的集会、(2) 屋外の宗教的表明、例えば、街路上の行列、鐘をならすこと、宗教的記号や標章をかかげるなど。

(1) 礼拝所内の宗教的集会是、必ず「公開 *publicité*」たることを要するが、一八八一・六・三〇日の集会自由に関する法第八条(幹部)の形式は免除されるが、公序の限度において警察権が行使される。その集会是、同法第二条で、届出後でなければ開催しえないのであるが、年内に行われる永続的、周期的もしくは臨時的な集会に対しては、年一回の届出だけで十分である(分離法第二十五条)。現在は、届出義務を廃止した(一九〇七・三・二八法)。

(2) 政治集会の禁止 日常宗教儀式の執行に用いられている場所、つまり礼拝所内でおこなわれる集会是、専ら「宗教的なもの」でなければならぬから、政治的集会在そこで開くことは禁止(分離法第二六条)されるが、政治的か否かの判定は裁判所の心証によって判断されその違反は処罰(同二九条)される。しかしその逆は真ではない。つまり、宗教的集会是、例えば会堂の修理の場合に、法治的もしくははその他の諸集会在、普通の場所で臨時に開催しうる。

(3) 屋外の宗教儀式、行列その他の外部的表示は、従前通り、一八八四・四・五日市町村制第九十五条・第九十七条に従って挙行される。

また、鐘を鳴らすこと、^(注八)その使用方法もまた、市町村規則に従うが、争いがある場合は府県会で規定される。

(4) 宗教的標章の使用 公共の建物その他の施設に宗教的な記号又は標章を貼りつけることは違法である。(分離法第二八条)但し、その性質上、礼拝用建物、墓地、博物館又は展覧会場では依然許される。(同上法)

(5) 宗教教師の聖職上の犯罪 礼拝所において、公然為したる演説、説教、文書の配布、その他の掲示などによって、法律の施行あるいは官憲の合法的行為に対して、直接反抗することを煽動する言語を含むか、もしくは、一部の国民をして他の一部の国民に反抗して騒擾あるいは武装せしむることを目的とするときは、この罪を犯したる宗教教師は三月以上二年以下の禁錮に処し、また、その教唆煽動の結果、反乱或は内乱を起したるときは、共犯の刑に処するを妨げないと規定した。(分離法第三十五条)

(注一) A. Curet, *Les communes et les lois de séparation*. p. 183.

(注二) L. Cruzil, *Police des cultes*. pp. 9-10.

(注三) De mouÿ, *Nouvel législation des cultes*. p. 226.

(注四) M. Legrand, *Dictionnaire*, V. «*Tapage nocturne*» の項

- (注五) L. Cruzil, *ibid*, p. 15, note 1.
(注六) 同上 p. 44
(注七) L. Cruzil, *ibid*, p. 209 et s.
(注八) 拙稿、「宗教的行動とその警察」(前掲文献四八―五〇頁)

V 政教分離とその後の紛争

一九〇五・一二・五日の法によって決められた、いわゆる「政教分離の原則 *Principe de la séparation des Eglises et de l'Etat*」は、国家に対するカトリック教会の自由とすべての宗教間の平等制を確立した。(公認教の廃止)

一方では、カトリック教会(以下略して、カ教会)は、所属教師の自由選択権、教区内部の立法権や組織権などを回復した。他方では、同法第二条により「共和国は、いかなる宗教も公認しないし、また宗教教師に対し、俸給も補助金も支給しない」と規定した。(しかし、参事院は、永久的、定期的でなく、それが、行政府によって正当にみとめられた場合、いろいろな宗教の教師たちに、一時的にまた偶然的に、彼等の果した役務に相当する報酬を与えることを法は妨げないという解釈をした。(前述・V))。

なお、分離法は、宗教法人化、財産管理ないし諸儀式の実行を確保するため、(一)「宗教社団 *association cultuelle*」の制度を新設して、この法によって廃止された「教会財産管理部の財産 *fabriques*」をこれに帰属せしめ、それらを行行政監督のもとに管理し、信者から醸金し、かつ連合体をつくって相互に援助しあうことも出来るようにした。(二)

国家又は市町村に所属する諸建物は、依然として該宗教に割当て、それを維持する責任を宗教社団に委せた。(三) 分離法第四篇「宗教社団」の外、一九〇一年七・一日の一般結社法によっても宗教活動が許される。(四) ところで、上述の分離法第十八条の「宗教社団」、一九〇一法の「一般法人」の外に、一八八一・六・三〇日法の「公共集会」の様式でも宗教活動が許される。この三つのうち、どの様式をとってもかまわぬが、一九〇七・三・二八日の法は、宗教的儀式の執行はすべてなんらの届出がなくとも開催出来るように改正した。(前述)

新教とユダヤ教は、一九〇五年の分離法に従って宗教法人を設立して、スムーズに財産の帰属を受けたし、フランス司教団でもこれを推賞し、ある地方では受入れられたところもあるが、カトリック教会としては、この様式による宗教活動を認めなかった。カトリック法学者・オーリユー M. Hauriou が反対、つづいてローマ教皇も、かかる宗教組織が、カ教の「教階権」*hiérarchie ecclésiastique* を尊重しない、いわば世俗の市民により構成される団体とみなしてその設立を禁止した。そのためカ教は従来有していた多くの財産を失った。しかし、カ教は宗教活動を現実に継続した。

そこで、新たに一九〇七・一・二日法律を制定し、その第四条により、分離法第四篇の規定する「宗教社団」とは無関係に、宗教の公開執行は、一九〇一の一般結社法第一一九、一二条および一七条で定める法人組織、または、一八八一・六・三〇日の法と分離法二五条の規定に従って開催される集会によっても確保される「旨を規定した。

また、一九〇八・四・一三日の法は、老人または病弱の司祭のための「共済組合」*Sociétés de secours mutuelles* をも新しく認めた。

しかし教皇は、これらの立法規定によって開かれた諸能力をも用いることを禁じた。その動機は従来のように教階権の原則に反するからであった。

その結果、旧教会財産部の財産は、当然、帰属されたであろう社団や法人が欠如する場合は、すべて慈善や救助の施設に帰属される。(一九〇八・四・一三日法)ただしこの帰属は参事院の判例によって、「離教的社団」associations schismatiques 換言すれば司教区の司教によって承認されない社団に対して拒否された。同様に、諸教会は、依然、信者や宗教教師の自由使用にまかされ、旧制度のもとで挙行された儀礼のためをはかって、一種の宗教的充当の重い責任をおわされた。従ってその享有は、教会的な階統への司祭の従属を意味するところの、この宗教の一般組織法規に一致する場合にのみ合法的に帰属される。しかし、占有者もしくは使用者たちは、礼拝所の警戒や警察権のみを有するだけで、この建物または付属動産についての物権もしくは個人的権利を有しない。彼等は、所有主(国もしくは市町村)の承諾なしには、保管、維持に必要な修繕も行いえない。他方で、国や市町村は、それらの義務もないという結果になった。

カ教の物的利益に対するこれらの不幸な結果は、政教分離の結果というよりも、むしろ、該法によって開かれた法律能力を用いることを拒絶したことから起こるのであるが、これと反対に、政教分離は、教会的階統を強化し、教皇は、その後、司教の任命や教皇の文書の出版において絶対的な自由を獲得した。これと反対に、カ教以外の教会、新教会が三つ、ユダヤ教会が一つの連合体を創設して今日に至っている。なお、長い紛争の続いた、財産帰属の問題も、ローマ教皇庁との外交関係の再開(一九二二)の後で構成された「司教区社団」association diocésaines の出現

(一九二六の法)で無事けりがついた。(J. Roche, Libertés publiques 1973, p. 60. 及び H. Nézard, Éléments de Droit public, 1922. pp. 44-47)

VI 国家中立の必然性

宗教は、真の公務を構成するから、国家はそれらに補助金を与える義務があると主張するのに用いた論証はつぎのごとく要略される。^(注一)

「政権分離の賛成者たちのいうところによれば、ある宗教を公言しない、また信じない人は、自分の費用で寄付を余儀なくされることを好むまい。たいした理由だが、しかし、よしんばそれを受けたにしても、莫大な予算のほんの一部にすぎない。大部分のフランス人は、パリ市から補助金を受けている劇場にちょいちょい行くわけでもなく、フランスのある大学の講義をきいている学生は、十二人以下を数えることもある。フランスの多数の人が裁判所の法廷に決して足を入れないものもある。また、地中海沿岸に道路をつくっても、大西洋の漁師には何の役にもたっていないではないか……」だから、補助金を与えていいじゃないかという主張である。

こうした論証の欠点はなんらの苦勞なく認められる。もし人が、宗教を芸術、公共土木事業・裁判所などと同視するなら、宗教が同じ資格で全市民の幸福にとって主要な公役務を構成するのだと仮定することになる。ところで、昔からいつでも、宗教とは別に、多数の社会生活の諸表明がある。しかし、医者、銀行家、あらゆる種類の商人たちは

官吏ではない。それであるのに、医療、信用及び商業などは、人がそれからのがれない一般的な諸要求に答えている。人は、公役務の効用を論議しうるが、しかし、その際、なんらの証明なしに常に極めて勝手な比較法によって手続しないで、役務をそれが充足するはずの欲求の対象や範囲に従って、それ自体で考察せねばならない。

宗教的役務に対して提起される問題は、宗教的信念が、国家の保護する秩序や個人の権利に不可欠なものか、それとも余分なものともみえるかどうかによって答がちがってくる。

ところで、世紀を通しての徐徐なる進化をみれば、フランスの公法も私法も、現在、げんみつに、中立の原則に立ち、宗派的な思想を考慮に入れない。家族の組織、市民生活の諸行為、公権の委任、裁判、教育、援助などは、すべて、もはや、いかなる教義にも根拠をおかない。フランスの諸制度は、カトリック教の教育と明らかに矛盾するものが多い。経験の示すところによれば、一七八九の人権宣言が鼓舞している自由や平等の思想は、いかなる神の助けに訴えなくても、社会的均衡を確保するのに十分である。従って、宗教の事物が、世俗的国家の領域から脱したので、それらを「個人信仰の範囲」に取戻す時がきていると解すべきだ。

原則として、すべての形而学的教説、すべての哲学、すべての科学は、国家の干渉や命令しても納得しえない諸制限を拒絶する。宗教に関する国家の干渉は、政治の必要によっては正当視されえない。これらの必要が消滅するや否や、神や超人的なもの、政治を脱出する。だから、政治は、宗教に敵対的でも無関心でもあってはならぬが、それに無関係であるべきだ。つまり国家の中立性。

ここで付加することは、公認教制度は、結局すべてが尊重さるべき他の教義を犠牲にして、ある教義を無理に優遇することになる。されば近代国家が保持しようとしている「宗教的中立 *neutralité religieuse*」を保持するのでなければ、ある宗教にだけ補助金を与え、反対思想を公表する市民に奉仕しないだけでなしに、その信念も侵害することになる。公認の文学や哲学がないので、国家は、報酬を支払う教授にいかなる教理も学説も強制しないことが当然なのである。

(注一) M. P. Reutenauer, *Nouveau régime des cultés en France*. 1926. p.36-8.

要するに、物の現実においては、この最後の論証がわれわれに決定的であるようにみえる。歴史もまた、教会と国家とが結合すれば、必ず相手の領域を侵害する傾向は不可避的だということを教えている。御互に自由であるためには御互が未知のままであり、かつ、しばしば引用されるが、まれにしか理解されないとこの聖書の教の中にある政教分離ということばそのものを知るべきではなからうか？

「セザール属するものはセザールへ、神のものは神へ！」*«Rendez à César ce qui appartient à César et à Dieu ce qui appartient à Dieu»*

Ⅶ 結論にかえて

上来所述によって、フランスにおける現在の宗教自由権の諸問題を取りあげたわけだが、要するに、「信仰の自由」、その実行として「宗教の自由」、そしてその二つの自由を完全に保障するための必然的帰結として、「国家中立」の原

則を確立したことにある。従って以上の三者は、理論的には区別されるが、実際は三つ組のものである。逆にいうと、国家の宗教的な中立なくては、宗教の自由は保障しがたく、宗教的自由のなきところに信仰の自由は、古典的自由主義の偽善にすぎず、与えたようなふりをして実際には拒んでいると同じである。自己の信念をつくりあげ、それについてゆく自由は、原則としては信仰の自由、結果的には宗教の自由と呼ばれるだけのことである。

信仰の自由は、法律的には、自分の気に入った宗教的意見を採用し、ときには何ものをも持たない——（無関心の自由、紛争にまぎこまれない自主的態度の決定 engagement）——ところの各人にとっての自由権の中にある。それは絶対的であるし、あらねばならぬ。なぜなら、個人的信念は、各自の心にあるかぎり他人の自由を害さないが、この自由は、法律が、市民たちに、ある一定の宗教への加盟を前提とする——ある外部的行為の遂行を強制するときにはいつでも侵される。例えば、ある行列の通過の際、家の前に張幕をしたり、脱帽したりすることはすべて強制されえない。（一八一九・二、一九三・一八八〇・一、二三四・フランス最高裁の古い判例）

次に、宗教の自由は、宗教的信念を外部的な行事や行為によって表明する権利の中にある。信仰の自由と同じような絶対性をもたず、フランス分離法では「宗教警察」規定のもとに保障される。だからといって宗教の自由の制限は極めて慎重にせねばならない。なぜなら、信仰の自由をおかすおそれがあるからだ。この二つの自由は、前述するごとく、理論的に異なるが、実際では、宗教の自由は、信仰自由の実行、具体的適用にすぎない。人がいうごとく、私の思想の秘密内で自由なものが、無言の礼拝の中でどうして減らされ、どうして表現できないのか。殊に、「信義」*loi*——持続的、絶対的にしてかつ全面的な納得——は、本来、外向性のもので、外部に表明されることを欲する。故

に、その表現をこぼむことは、必ず強制をとめない、罪をおかすことになる。人は、自分のものでない神を崇拜することは出来ない。されば、単に信じる自由は、祈る自由のないおとり、にすぎない。

最後に一言、一般にいわれる「政教の分離」というものは、決して宗教の無視を意味しないし、また無視できない。事実、宗教は資本主義社会だけのアヘンだと決めてかかったソ連ですら、社会主義革命を実行して五〇有余年を経てもどうにもならず、むしろそれを活用しようとしている。

要するに、国家の中立は、宗教事実の完全な「無知」を意味しないで、むしろ反対に、各人のえらんだ宗教を自由に行使できるように、ある場合には、積極的に干渉することであって、決して、無関心でも無視でもない。

（昭・五十一年一月記）

文献補足——フランス政教分離制度——（但し、拙稿、「早稲田法学」第九卷（一九二九）に既載したものをのぞく。なお、著書名のいぎは、それぞれ場所・発行所を示めすがパリーの場合は発行所だけ）。

I 参考書目一覽

Baudrillart, *Quatre cents ans de Concordat*, Poussielgue, 1905. — A. Biré, *Séparation des Eglises et de l'Etat*, Rousseau, 1905. — Donnedieu de Vabres, *La condition des biens ecclésiastiques en face de la séparation*, Rousseau, 1905. — L. Crouzil, *Guide du clergé ...*, Beauchesne, 1914. *Le régime légal du culte catholique*, Leccoffre, 1911. — F. Cimetier, *L'exercice public du culte catholique*, Beauchesne, 1911. — Flourens, *Les associations culturelles — La liberté des cultes — La réforme de la loi sur la séparation*, Paul Dupont, 1906. — Grunebaum-Ballin, *La séparation*, Perrin et Cie, 1906. — D'Haussonville, *Après la séparation*, Perrin et Cie, 1906. — Jénouvier, *Exposé de la situation légale de l'Eglise catholique en France*, Poussielgue, 1905. — De Lamarzelle et Taudiere, *Commentaire de la loi du 9 déc, 1905*, Plon, Nourrit et Cie, 1906. — De Lanessan,

L'Etat et les Eglises en France, depuis les origines jusqu'à la separation, Alcan, 1906. — Maxime-Lecomte, La separation de l'Eglise et l'Etat, Juven, 1906. — Monnot, Exposé, methodique de la loi sur la séparation, Lettielleux, 1906. — Odinet Remaud, La loi de la séparation, Poitiers et Paris, Oudin, 1906. — Marc Réville et Ambruster, Le régime des cultes, Berger-Levault, 1905. — Théry, Commentaire et examen critique de la loi du 9 déc. 1905, Lille, Imprimerie de la Croix du Nord, 1906.

II 定期刊行物

Revue du culte catholique ; R. des Institutions culturelles ; R. catholique des Associations culturelles et paroissiales ; R. d'organisation et de défense religieuse. (R.O.D.) ; Ami du Clergé, Jurisprudence civile-ecclesiastique ; R. de Droit et Jurisprudence des églises protestantes.

III カトリック教会法典 (1917. 公布, 全文2414条, フランス制度研究には絶対不可欠)

(仏訳) A. Cance, Le code de Droit canonique, T. III. Lib. Lecoffre. 1927-9. (仏要略) F, Cimetier, Pour étudier le C. de D. C ; Lib. Lecoffre. 1927. (日本語) カ教会法典・ヲ和対訳, 有斐閣, 昭. 31, (拙稿) 「教会法学研究序説」, 「宗教研究」第9巻第1号, 昭. 6。(以上)